

株式会社I-ne 定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 I - n e と称し、英文ではI-ne CO., LTD. と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 広告代理店業務
2. W e b制作業務
3. インターネットシステムの企画、販売、マーケティング業務
4. インターネットに関するコンサルティング業務
5. 美容関連商品の企画、販売、卸
6. 食料品の製造、販売、卸
7. 医療機器、医薬部外品、健康機器、美容機器、化粧品等の開発、製造及び販売
8. 飲食店の企画、経営及び管理
9. 衣料品、服飾雑貨等の企画、製造及び販売
10. 産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）、著作権、出版権、著作隣接権、その他知的財産権、その他無体財産権、キャラクター及びソフトウェアの取得、企画、販売、使用許諾並びに管理運用、コンサルティング業務
11. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

4. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行できる株式の総数は、2,640万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の株式の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため

に必要があるときは、取締役会の決議をもって臨時に基準日を定めることができる。
ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、議決権を有する株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- ② 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代

理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役1名を選定する。

② 代表取締役は当社を代表する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

② 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を

開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

② 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決に加わることができない。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意し、監査役の全員が異議を述べなかったときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（責任限定契約）

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

（取締役に対する報酬等）

第30条 取締役に対する報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(監査役に対する報酬等)

第34条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

(責任限定契約)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定し、又は解職する。

(監査役会の招集)

第37条 監査役会の招集は、監査役会の日日の5日前までに、各監査役に対して通知する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続きを経ることなく、監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議等)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第43条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(期末配当金)

第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う。

(中間配当金)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。

② 未払の配当金には利息をつけない。

以上

2020年8月11日 改定